

南丹市地域自立支援協議会

議 事 録

南丹市地域自立支援協議会事務局
(南丹市福祉保健部社会福祉課)

令和5年度第4回南丹市地域自立支援協議会議事録

1. 招集年月日 令和6年2月1日(木)

2. 開催年月日 令和6年3月12日(火) 午後2時～3時30分

3. 開催場所 南丹市役所 2号庁舎 3階301会議室

4. 委員の総数及び出席者数並びにその氏名

(1) 委員の総数 18名

(2) 出席者数 12名

(3) 出席した委員の氏名(敬称略)

| 役職 | 氏名 | 所属役職 | 出欠 | 備考 |
|-----|--------|--|-----|----|
| 会長 | 岩内 守 | 社会福祉法人京都太陽の園法人事務局長 | ○ | |
| 副会長 | 山本 美佐子 | 南丹市身体障害者福祉会理事 | ○ | |
| 委員 | 孔 栄鍾 | 佛教大学社会福祉学部社会福祉学科准教授 | × | |
| 委員 | 小畑 正彦 | 南丹市民生児童委員協議会幹事 | ○ | |
| 委員 | 新井 智仁 | 南丹市社会福祉協議会自立支援部長 | ○ | |
| 委員 | 小林 義博 | 口丹心身障害児者父母の会連合会 | ○ | |
| 委員 | 木戸 吉行 | 南丹市精神保健福祉推進家族会南丹つばみ会代表 | × | |
| 委員 | 高向 一統 | 特定非営利活動法人城山共同作業所施設長 | ○ | |
| 委員 | 中村 拳 | 特定非営利活動法人はびねすサポートセンター 放課後等デイサービス ひまわりくらぶ 児童発達支援管理責任者 | × | |
| 委員 | 奥村 研也 | 社会福祉法人あけぼの学園るりけい寮長 | ○ | |
| 委員 | 勝山 貴至 | ふない聴覚言語障害センター長 | ○ | |
| 委員 | 荒樋 修生 | 京都西陣公共職業安定所園部出張所総括職業指導官 | ○ | |
| 委員 | 小林 仁 | なんたん障害者就業・生活支援センター長 | ○ | |
| 委員 | 由良 知子 | 京都府立丹波支援学校長 | × | |
| 委員 | 中川 豊 | 京都中部総合医療センター事務局長 | × | |
| 委員 | 保城 幹雄 | 京都府南丹保健所福祉課長 | × | |
| 委員 | 高橋 正明 | 花ノ木医療福祉センター 地域支援課相談係相談支援専門員 | ○ | |
| 委員 | 青山 直子 | 障害者生活支援センターこひつじ相談支援専門員 | ○ | |
| 合計 | 18名 | | 12名 | |

5. 傍聴者数 0名

6. 議事の経過の要領及び議事別の議事事項

| | |
|-----|--|
| 司会 | <p>失礼いたします。皆様には、大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより、南丹市地域自立支援協議会を開催させていただきます。司会を務めさせていただき、南丹市福祉保健部社会福祉課長の奥村でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、岩内会長よりごあいさつをお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>皆さん、こんにちは。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。</p> <p>まず初めに、石川県における地震により、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。石川県への支援活動には、私どもの法人施設からも被災地の障害者施設の方へ訪問しましたが、色々な報道の通り、ガイドラインの復旧にも時間がかかっている様子が報じられています。また、昨日は、東日本大震災から13年目となり、未だ3万人近い方が避難されている状況となっています。</p> <p>南丹市においても、自然災害の救助に備えた対策はとられていますが、震災の支援の様子や東日本大震災の復興経過などを見ても、必要になってくるのは、人の力であると思います。防災マニュアルには、自助・共助・公助の連携が円滑なほど、災害の被害は低減できると書いてありますが、これを実現するには平時からの共生を意識することが、大事であると感じています。</p> <p>これまで協議を続けてきた計画においても、「障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあう、地域共生社会をめざします。」とあり、この計画をきっかけに、障がい者福祉の共生社会・南丹市の地域共生に繋がることを願っています。</p> <p>本日の協議会は、第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の協議について、ご意見を賜りたく思います。どうぞよろしくお願い致します。</p> |
| 司会 | <p>本日の協議会にあたりましては、孔委員、木戸委員、中村委員、由良委員、中川委員、保城委員の6名から欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>次に、会議の成立についてご報告申し上げます。委員数18名のうち本会議の出席委員数は12名です。委員の半数以上にご出席いただいておりますので、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。南丹市福祉保健部長の矢田部長です。</p> |
| 事務局 | <p>本日、机上にもお配りさせていただいております「南丹市財政健全化プラン」に関連して、報道の方でも取り上げられておりましたので、ご説明をさせていただきたいと思っております。南丹市では、財政が非常に厳しい状態にあります。それに伴い、市では「財政健全化プラン」というものを作りまして、それに基づいて予算等を考えていく取組を進めています。南丹市は合併した時に、それぞれの地域の1番基準の高いところに全ての事業を合わせていったため、財政が厳しくな</p> |

| | |
|-----------|---|
| | <p>り、市の貯蓄を切り崩していかなくてはいけない状況になっています。そうなっているところを全体に見直して、制度を再構築しようと取り組んでいます。もちろん、社会福祉課の職員としては、様々な制度があることはありがたいことなので、担当課としては事業の継続を願っている、継続してほしいという思いもありますが、財政の健全化に向けた全ての事業の見直しの中で、今回、議会へ提案をさせていただいています。</p> <p>新聞の報道では「弱者切り捨て」のようなタイトルで書かれているのですが、京都府の制度に追加している市の独自の制度を無くしていく今回の変更が弱者切り捨てということであれば、京都市をはじめとする、府の制度のみで運用している自治体も弱者を切り捨てていることになり、それは違うと思います。今後、議会が閉会するまでは、色々な報道がなされると思いますが、今後のことも含めて、委員の皆様と一緒に、今後どうしていくべきかということをしつかりと決めていきたいと思っています。皆様にはいろいろとご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>司会</p> | <p>続いて、社会福祉課の田中課長補佐、社会福祉課障害者福祉係の川口係長でございます。また、前回と同様に、昨年度より計画策定業務を委託しております、株式会社ぎょうせいの吉川研究員にもご出席いただいております。</p> <p>次に、本日の配布資料についてご確認をお願いします。まず、次第と委員名簿、そして、資料①第4期南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）の修正内容、資料②第4期南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）に係るパブリック・コメントの結果等について、資料③第4期南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（最終案）、資料④第4期南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（概要版）、資料⑤答申書（案）です。また、『「障がい者福祉のあんない版」の掲載内容について』と、『南丹市地域自立支援協議会委員の選出について（依頼）』についても、資料として配布しております。</p> <p>それでは、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第1項の規定により、岩内会長に議事の進行をお願いいたします。</p> |
| <p>会長</p> | <p>それでは、次第に基づきそれぞれの議題について進めていきます。協議事項(1)第4期南丹市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定について、事務局に説明を求めます。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>協議事項 (1) 第 4 期南丹市障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画策定について、ご説明いたします。</p> <p>前回の協議会で審議いただいた内容を計画案としまして、令和 6 年 1 月 12 日から 2 月 5 日までパブリックコメントを実施し、市民の方や市内各事業所、団体向けに意見募集したところ、意見提出は 5 名、意見数としては計 27 のご意見をいただきました。事前資料として、資料①、資料②、資料③-2 については委員の皆様へ送付していましたが、本日はそれらの資料を含め、ご説明させていただきます。</p> <p>最初に資料①をご覧ください。A4 サイズの横長で、計画案の修正内容となっているものです。資料番号が飛びますが、資料③-2 の計画最終案もご覧いただきながら進めさせていただきます。</p> <p>資料①に戻りまして、こちらはパブリックコメントの結果による修正ではなく、事務局において修正が必要と判断した部分について、修正内容をまとめたものです。</p> <p>軽微な修正の説明は割愛しながらになることをご了承いただきまして、最初に左端のページ番号が 52 ページの行をご覧ください。計画案の基本目標 3 (1) 保健・医療サービスの充実の【主な事業】③医療費助成制度の実施における事業内容の修正です。障害者医療制度については、医療保険による医療を受けた場合に、医療費の自己負担分を助成するとしている京都府制度の対象者、そして、その府制度の対象とならない人を市独自で拡充して対象とする市制度の 2 つに分かれています。本日追加資料としてお配りしている、2 月 22 日付のお知らせなんたん特別号でも広報しておりますが、南丹市の財政が大変厳しい現状があります。来年度以降の予算編成にあたって作成された「南丹市財政健全化プラン」によりまして、財政健全化への取組に着手することになり、国や府から補助金交付がされない市の単独事業を全体的に見直すこととなりました。福祉の施策も見直し対象であり、障害者医療制度もその一つです。</p> <p>具体的には、身体障がいであれば 1・2 級の方、療育手帳 A の方、そして今年 8 月から新たに対象となる精神障がい 1 級の方が府制度の対象となるため継続実施となりますが、それ以外の方を助成している市制度はなくすこととして見直しています。</p> <p>それに伴い、事業内容の記載についても見直した結果、委員の皆様へ事前送付しました資料からもさらに修正を加えまして、事業内容の本文を「障害者医療は、生活の安定と福祉の増進のため、各種の助成制度を実施します。」と記載を修正しております。前回の協議会は 12 月に行いましたが、その段階では、まだ見直し対象の事業として調整される前でしたので、委員の皆様へお示しすることができませんでした。併せて、パブリックコメントで広報しました計画案にも反映できる段階ではありませんでしたので、本日お配りしている資料③-2 の最終案が修正結果となります。事業見直し予定については、その他の事業も含め、まだ決定ではありません。最終は、議会での議決によって決まりますので、その旨、ご承知おきいただきたいと思います。</p> <p>次に、同じ資料①65 ページの行ですが、基本目標 6 (1) 福祉の心・人権意識の高揚【主な事業】②の事業項目名の見直しをし、「障害者週間」等の活用が啓発活動につながることから、項目名を「障害福祉に関する啓発活動」と修正いたしました。</p> <p>続いて、86～88 ページ第 5 章 (7) 地域生活支援事業の実施における任意事業とし</p> |
|-----|---|

て、⑤から⑧までを記載していましたが、先ほど申しあげました「南丹市財政健全化プラン」により、修正前の列に記載している⑤重度重複障害者等移動支援事業を廃止する見直しがされましたので、⑤の項目を削除し、⑥以下の事業番号を繰り上げしています。この事業は、重度の重複障がいのある人を移送用車両によって医療機関への送迎を行うサービスです。現在、1名の方が利用されていますが、見直しにより廃止する方向であるため削除させていただきました。

続きまして、お手元の資料②をご覧ください。

資料左から2列目には、「いただいたご意見」、一番右の列には、「ご意見に対する市の考え方や対応」について記載しています。「ご意見に対する市の考え方」には、意見の中で「～を記述してほしい」という内容に対して、計画を修正している場合は青字でその旨記載し、修正箇所を緑枠で囲って示しています。修正がない場合は「記載の変更なし」としています。また、「施策をこのようにしてほしい」という、要望を含む内容については、市での対応状況などをお答えしています。そして、市の「地域福祉計画」等の上位計画において記載がされている内容は、本計画では内容の整合性は図るものの、改めての記載は行わないことを基本に考えるため、その結果、今回の意見に対しても新たに記述を追加したところは少なくなっています。

本日は、27のご意見に対するすべての回答のご説明は割愛し、併せてこれまでの協議会において出たご意見に近いものについても説明は割愛いたします。

資料1ページの項番1の①をご覧ください。資料③-2の計画案11ページにおいて、身体・知的・精神障がいのある子どもの状況として、障害者手帳を持つ子どもの人数をあげておりますが、手帳を持たないグレーゾーンの子どもの多くいる現状がこのグラフでは読み取れないことについて、また、重複障がいの子どものカウントされているのか、といったご意見でした。このグラフでは、重複障がいを含めた実人数を示していますので、その旨注釈として追記しています。さらに、グラフの人数が障害者手帳を所持する人数である旨も併せて追記いたしました。同様に、計画案7ページ、9ページ、10ページにおける各種別ごとの障がいの状況についても注釈を追記しております。

そして、発達障がいの特性が見られるグレーゾーンを含むなどで、障害者手帳を所持しない子どもの状況把握も必要であるとの意見を以前に協議会でいただいたことで、計画案13ページ「発達障がいのある子どもの状況」を新たに追加したところであり、発達支援相談を利用した人数をグラフ化していることについても、併せて説明しています。

次に、資料3ページをご覧ください。

項番3の③になります。計画策定の基礎資料とするため、昨年度にアンケート調査を実施しましたが、その調査対象は障害者手帳を持つ方のみでした。発達障がいなど、手帳を持たない方が調査対象から外れてしまうため、次の計画見直しにおけるアンケートでは、より多くの意見がいただけるよう調査対象について見直しを検討していきたいと思っております。

続いて、資料8ページをご覧ください。

項番 12 のご意見⑱⑳は、要配慮者支援台帳の登録率アップと個別計画作成の推進についての意見でした。計画案 63 ページの基本目標 5 (3) 防災・防犯対策の推進と安全・安心な地域づくりで、支援台帳の登録勧奨は担当課で定期的実施しておりますが、重視すべきは登録率ではなく、真に支援を必要とする人の登録を促進していくことであるため、周知啓発には努めますが登録率アップ対策としての記載はしないこととします。

個別計画作成のご意見もいただいておりますが、「南丹市災害時要配慮者支援台帳」においては、個人の情報を記載するための個票というものが作成されていまして、個別計画の内容も含んでいます。そのため、新たに個別計画というものを作成するのではなく、それらを含む支援台帳自体が充実するよう整備していくことで、個々の支援につながる取組を上位計画である地域福祉計画において進めていきます。

それに伴い、計画案 63 ページの (3) の【主な事業】③の事業項目名を「南丹市災害時要配慮者支援台帳の周知・啓発」とし、事業内容も台帳登録についての継続した周知啓発に努めることの記載に修正をいたしました。

次に、資料 9 ページをご覧ください。

項番 15 のご意見㉔では、障がいのある子どもさんが放課後等デイサービスを利用されている場合の、保護者の就労支援について意見をいただいております。このサービスは、本来、子どもが日常生活上の支援や訓練を受けることを目的とする福祉サービスであり、保護者の就労支援が目的ではありませんが、家族支援が得られない場合、勤務に支障が出てしまい、就労の継続が難しくなる状況がある実態は伺うことがあります。しかしながら、障害福祉施策のみでの解決は難しい現状もあり、国の働き方改革にもありますが、働く人がそれぞれの事情に応じた働き方を選択できるよう、雇用側である企業のサポートも必要ではないかと思うところもあります。計画における記載変更はいたしません。今後、限られた社会資源の中で、保護者の就労支援にもどうつなげていくのか、サービス事業所や相談支援事業所と連携しながら検討をしていきます。

一部の説明になってしまいましたが、以上のパブリックコメント結果等については、改めて、市のホームページでの公表を予定しています。

続いて、資料③-1 をご覧ください。

計画の表紙のデザインになります。ピンク色をベースにしており、計画の基本理念である「障がいのある人もない人も ともに尊重し合いながら 安心して暮らせるまち 南丹市」をイメージしながら作成されています。資料③-2 の計画最終案とあわせて冊子にする予定です。印刷後は、委員のみなさまをはじめ、関係機関に配布することで周知に努めていきます。

次に、資料④をご覧ください。

計画の概要版であり、こちらは市民向けの配布を予定しています。

各ページの右下、もしくは左下にユニボイス音声コードを貼付しています。表紙右下には、南丹市ホームページの QR コード、その右側にあるのがユニボイス音声コードになります。スマートフォン等でユニボイスアプリをダウンロードいただくと、各

| | |
|-----|---|
| | <p>ページの内容が読み上げられます。QRコードとも間違えられやすいため、コードの下あたりにユニボイス音声コードであることがわかる記載をする予定です。また、ユニボイスは視覚障がいのある方のために作成していますので、コードの存在や位置が手で触ってわかるよう、コード横に直径6ミリの半円の穴、切り欠き加工を施すことが定義づけられており、この概要版は両面印刷のため、製本の際は半円の穴が2ヵ所ずつあいたものに仕上がります。アプリをとっていただいて、委員の皆様にもお試しいただければと思います。</p> <p>最後の資料ですが、資料⑤答申書案につきましては、協議会で計画案をご承認いただきました後、3月27日（水）を予定として、会長及び副会長で市長への答申をお世話になり、それを受け、市として正式に計画を策定することになります。計画案と併せてこちらについてもご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上を事務局からの説明といたします。</p> |
| 会長 | 事務局の説明に対し、ご意見やご質問はございませんか。 |
| A委員 | 財政の関係で修正を行ったという説明を受けました。現在、議会中であると思いますが、議会においてこの案が否決された際には、計画書を再修正する可能性もあるということで間違いはありませんか。 |
| 事務局 | おっしゃる通り、事業の継続の有無については、現在開会中の議会の審議内容によって決定する形になります。しかし、計画書については、事業の継続の有無に関わらない内容に修正させていただいているので、修正はしない予定としています。議会においては、本日お示した事業の継続の有無をご審議いただく予定となっており、それ以外の事業や支援に関しては、変わらず実施していくので、計画書としては修正を行わない予定としています。 |
| A委員 | それはおかしいと思います。議会で否決された場合は、計画書の内容と整合性が取れないのではないですか。議会でもし通ったとしたら、府だけの措置になると思いますし、否決された場合、その事業は続けられると思います。 |
| 事務局 | <p>今回策定している計画書は、6年ないしは3年の計画期間となっております。しかし、財政に関するところで、予算については1年のものです。来年度の予算に関して可決された際にも、次年度は否決される可能性もあります。</p> <p>計画書については、すべての事業を網羅して記載しているわけではありませんので、計画の方向性として「各種の助成制度を実施します」という表現をさせていただくことで、議会にて審議いただいている事業の有無に関わらない記載内容とさせていただいております。よって、議会での審議内容に関わらず、計画書の修正は行わない予定です。</p> |
| A委員 | 議会においては、今、令和6年度予算の審議をされていると思いますが、その場で否決された場合は従前の制度ではなくなると思うので、計画書について修正を行わないのはおかしいと思います。 |

| | |
|-----|---|
| 会長 | <p>計画書の表現については、修正いただいた「各種の助成制度を実施」でよいと思います。この表現の中に、それぞれの支援も含まれているという記載内容になっていると思います。</p> |
| 事務局 | <p>会長が言われました通り、「各種の助成制度」の中には、福祉医療助成だけではなく自立支援医療制度なども含まれますので、今後もそれぞれの支援を続けていくという解釈をしていただけたらと思います。</p> |
| B委員 | <p>「お知らせなんたん」が、先月の2月24日、25日くらいに全戸配布されました。本日の資料としても置いてくださっていますが、市民のみなさんもこの突然のお知らせにびっくりされたのではないかと思います。今後の生活の安定のためというような説明もありましたが、京都府下で唯一のすばらしい福祉医療費助成制度がなくなってしまう、支援が突然切られたという状況に、憤っている方がたくさんいらっしゃいます。広報を見た当事者からは、なぜこのような見直しになったのかなどの声もたくさん聞いています。また、議会を通す前にこういった印刷物が発行されたことにも驚いています。私も議会の傍聴に行かせてもらいました。本議会の中でも「議会を通さずにこういった配布はやめてほしい」という発言もありました。</p> <p>また、文教厚生常任委員会の傍聴にも行きましたが、福祉医療費の支給に関する条例と心身障害児者年金条例の廃止に関する部分についても、委員会の方で否決され、京都新聞でも報道がなされました。委員会での説明においては、「所得の低い595名の方が対象外となる」との説明がされました。構成委員である5人の議員さんからは、「府の中で一番最高水準の施策が最低になる」、「多くの方に影響がある」、「もう少し段階的にできなかったのか」、「将来を担う子ども達のためには持続可能な水準にする必要がある」、「多くの方が切り捨てられる」、「議会のあり方そのものが問われる、反対だ」、「弱者を切り捨てる削減で賛成出来ない」、また、心身障害児者年金条例の廃止では、「南丹市の誇りある制度だ」、「支給金額も少ない」といった発言もあり、賛成少数で否決された経緯でした。京都府下で最もよい支援となっていることを理由に、南丹市に転居された方もいるだろうと思います。これまで続けられてきた支援、ぜひ継続して行ってほしいと強く思います。</p> <p>福祉医療費助成に関しては、新聞報道を見ていると8,100万円を600人で割ったら、単純計算で平均13万5千円になります。ということは、1人当たり月1万1千円以上の医療費を払わなくてはならず、これは死活問題であり、精神障害などのある方は少ない給与でやっていけない状況になっています。生活の安定と福祉の増進を言われているのに、弱者切り捨ての方針が、当事者の声も聞かずに突然決められて悲しいです。障害の有無にかかわらず、市民全員に優しいまちであってほしいと思いますし、南丹市が弱者を切り捨てない施策を進めてくれることを、安心して暮らしていくための施策を行っていただくことを望みます。私は、本議会でも否決されてほしいと強く思いますし、否決された場合は計画にも対象</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>的な表現でなく、修正前の文言を入れてもらいたいと思います。財政の健全化ということでしたが、生活の安定と福祉の増進を図られるなら、福祉ではなく建物等の他の部分にもっと見直す部分があると思います。方法・手だてを考えてほしいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>担当する社会福祉課としても、残せる制度は残していきたいと本当に思っております。しかし、市全体として今は、貯金を取り崩しながら事業の継続を行っている状況となっており、もし今後、この貯金がなくなってしまうと、財政破綻となってしまう場合には、国の指導により市として独自に行っている事業は、全て廃止しなければいけないようになってしまいます。夕張市のように財政破綻しないように、今から考えていく必要があることから、今回の財政健全化プランによる事業見直しをさせていただいております。</p> <p>福祉の部分以外への削減についてのお話もありましたが、担当課としても、削減案に対しては、できる限りの働きかけはしました。しかし、市全体で決まったこととして、今回議会に提案することになっています。特に報道等はされておりませんが、全体の見直しを進めていく中では、市職員の給与を全体の1%カットするという案もあがっていましたが、住民の支援を減らすなら職員も、という痛み分けの考え方としてあがった案です。そちらについては、たくさんの反対意見があった中で撤回されましたが、こういったような検討については、これまでも実施してきたところです。</p> <p>医療費助成において、自治体独自の支援制度がなく、京都府の支援のみで運用している京都市や亀岡市においても、相談支援に重きを置きながら支援されていますし、南丹市においても基幹相談支援センターによる相談支援や生活困窮者への支援制度等も活用し、困りごとの相談にのりながら、その方を支えていくという支援をさせていただいております。議会の議決内容によって、該当の事業を継続するかどうかは、来年度以降も含めてまだわからない状況なので、実施するかわからないものを計画書に記載することは難しいです。そのため、今回の修正内容とさせていただきたく提案をしている状況となっています。</p> |
| 会長 | <p>計画の文言については、この内容で広義に受けられるのでよいかと思います。しかし、今回は新聞での報道もなされたことで、市民の皆さまも強い意識を持っていらっしゃると思います。報道の表現は少し極端になってしまっていたけれど、そのため、今後も議会を含め、様々な意見が出てくることと思いますので、今後も実態を見極めつつ検討を進めてほしいと思いますし、広報のタイミングについても、十分注意してほしいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>今回、事業の継続を諮るものに関して、もし可決された際に事業が廃止するものとして、そのスケジュールがタイトなものもあったため、「今後議会にて審議する」の文言を載せつつ、お知らせする形とさせていただいたところです。特に④の高齢福祉の訪問理美容サービス事業に関しては、事前の予約も必要になる事</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>業となっておりますので、議会の議決を待つてからの広報では間に合わないため、決定事項という形ではなく、今後審議するという形で、このタイミングでの広報となりました。</p> |
| B委員 | <p>敬老事業に関しても、対象者が70歳以上から80歳以上に引き上げられ、金額についても減少してしまいました。高齢者が集うサロンでは、その補助分もふまえて、開催する会のイベントを考えておまして、そういった活動ができなくなってしまう可能性もあります。イベント・行事の開催は、多くの参加者に喜んでもらっている活動でもありますし、補助の対象が80歳に引き上げられたことで、もちろん80歳になっても元気な方は多いですけど、70歳以上の人が楽しみにできる機会がなくなってしまうと思います。</p> <p>また、中学校の自転車通学への支援が削られるなど、高齢者や子ども、障がい者に関するところばかりが削られること、1か月前に情報を出して、すぐに実施になること、そういった手法・検討をなぜ止められなかったのかが、本当に疑問に思います。役所の皆さんは、もちろんお忙しい中ではあると思いますが、急なのではないか、という意見が内部から出なかったのでしょうか。本来であればいろいろと相談して、計画して取り組んでいくべき部分だと思いますし、市民の生活に関する部分、死活問題に関わる部分が、急に紙一枚で報告されること、残念に思います。</p> |
| 事務局 | <p>先ほど、担当者からもご説明させていただきましたが、12月の時点では決まっていなかったもので、担当課としても続けたいという意向は伝えています。しかし、トップダウン的に決まることも出てきてしまっているという現状です。</p> <p>敬老事業については、コロナ禍に関連して商品券を配付し、その2分の1を上限に自治体で負担するという支援をしているところもあり、そういった支援を行うことで、支援策とすることも考えていければと思いますし、次世代の子どもたちが住みやすいまちにしていくためには、高齢者に関する施策を見直していくことも必要であるという意見を、常任委員会の議員さんからいただいたりした経緯もありました。そういった部分も含めて総合的に市で判断した結果が今回の財政健全化プランです。本日のような意見があったことは、市長も含め庁内にも報告しながら、今後も進めていきたいと思っています。</p> |
| C委員 | <p>先ほどB委員がおっしゃった、福祉医療費に関する1人当たりの削減額については、全体で約8,100万円程度を財政的には削減できるという認識で間違いないか確認させてもらいたいです。</p> <p>また、重度重複障害者等移動支援事業に関して、この事業を開始する際には、この協議会の場でも何度か話し合いを行ったように記憶しています。現時点での利用者が1名となっていると説明がありましたが、今回この事業について廃止が検討されているのは、この1名の方が施設に入られるとかで利用の必要がなくなったからでしょうか。もし今後、この事業を利用したいという方がおられた場合</p> |

| | |
|------|---|
| | にも、廃止は続いていくのでしょうか。 |
| 事務局 | <p>本来でしたら、事業というのはスクラップ&ビルドで、これまでの事業や取組をもとにして、新しいもの・時代に合ったものを組み立てて取り組んでいくものです。これまでにしても、丹波支援学校の生徒で人工呼吸器を使用しているために学校に通えない、また卒業した後も作業所に通えないという方がいらっしやった際には、京都太陽の園から訪問して支援いただくような制度を作ってきたような経緯もあります。地域における課題として、こういった支援が必要というお話があれば、それに応じた制度を作って取り組んできました。</p> <p>ただ今回は、財政健全化にあたって、予算の割り当てがもらえるかどうかという部分になっておりますので、利用する対象者がいるいないに関わらず、市独自事業としての継続を見直しているところでございます。</p> |
| D 委員 | 意見してもよろしいのでしょうか。この協議会は、計画策定の協議であり、ひとつひとつの事業見直しについての協議をする場ではないと思います。整理して会議運営を進めていただきたいです。 |
| 会長 | 計画に関する意見について、検討・整理していければと思います。改めて、計画書に関するご意見をお願いしたいと思います。 |
| A 委員 | <p>パブリックコメントに関して、市の対応を見せてもらい、無力感を感じています。27件の意見のうち、意見を踏まえて計画書を修正したものが少なすぎます。パブリックコメントとは、市民の意見を計画に反映するものではないでしょうか。計画書としては直したくないという気持ちが見えます。市の考えとしても、「努めます」という言葉ばかりが並んでいます。努めると言うのであれば、その努める具体的な部分を計画書に記載しなければいけないと思います。また、市としての説明の中に、「他の計画」と整合を図ってという言葉が出てきますが、その内容を記載しなければ意味がありません。</p> <p>もう一点、パブリックコメント結果の公表方法について教えてもらえればと思います。本日の会議の資料のひとつとして載せるのではなく、パブリックコメントの実施結果として公表してほしいと思います。</p> <p>また、災害時の支援に関する項目で、「個別計画」は作らない方向であると記載があります。国の方では、作成を進めるように求められているが、南丹市の方向性としては「作らない」ということ、それでよいのか確認させてもらいたいです。</p> <p>また、南丹市で作成する計画の中に、支援者という欄がありますが、支援者はどういったことをするのか教えてほしいです。支援者は空欄でもよいと言われますが、支援者が書いていない人は誰が支援するのか、そのあたりも説明を求めます。</p> |
| 事務局 | パブリックコメントの結果につきましては、ホームページにて公表する予定としております。また、災害時要配慮者台帳に関しまして、個別計画については作 |

| | |
|------|--|
| | 成を進めているところですが、支援者の記載に関する詳細な部分につきましては、福祉相談課で準備を進めているところですので、内容に関する回答は、ここでは控えさせていただきたいと思います。 |
| A 委員 | 個別計画に関して、市の回答の内容では、作成していくような方向性には読みとれないと思います。南丹市で作成しているものについては、個人情報も入っているので、その内容で対応するという形なのか、確認させてもらいたいです。 |
| 事務局 | 個別台帳や支援台帳等、名称が複雑でわかりづらく申し訳ありません。支援に必要な情報を整理する台帳は、作成を進めているということで担当課から聞いています。関連するご意見については、担当課である福祉相談課にも伝えさせていただきたいと思います。 |
| 会長 | パブリックコメントの市の考え方に関して、先ほど委員からもお話がありましたが、他の計画に関する記載があるものに関しては、結果を公表する際に、その計画についても一緒に見られるとよいと思います。市民へわかるように、該当する計画もあわせて公表してもらえればと思います。 |
| B 委員 | <p>パブリックコメントの資料に関して、項番6に「それら」が「そられ」になっている部分がありますので、ここは修正いただければと思います。また、結果についてホームページで掲載されるとのことでしたが、⑧の支援学級の教員の少なさに関するご意見に対して、現在の担任の数、教員の数を明記した方がよいかと思っておりますので、ご検討をお願いできればと思います。</p> <p>⑩に関して、5行目に「障害者雇用の促進に向けた取組」と書かれていますが、こういった取り組みをしているのかを書いた方がよいと思います。また、企業として障害者雇用が進められない理由をいくつか書いてくださっていますが、もう少し視覚的に、企業へどういった支援が必要なのか、取組を具体的に書いた方がよいと思います。企業への発信もしていくことが必要であると思っておりますし、助言等もしていくことが大事だと思います。</p> |
| 会長 | 障害者雇用に関して、E委員の方からもご説明いただけるでしょうか。 |
| E 委員 | <p>今現在において、なんたん障害者就業・生活支援センターを通じて就業したという方の就業者数は毎年度50人前後となっております。もちろん、企業への雇用促進・発信も行っているところでもあります。2月にも就業セミナーを開かせてもらいまして、多くの市民にも参加いただきました。企業へのPRや雇用担当に対する学習会も実施しておりまして、南丹市内の企業にも参加いただいているところです。</p> <p>また、企業がどのように障がい者の雇用を進めていけばいいのか、例えば、どういう仕事をしてもらったらいいいのかかわからないという部分に関しては、各都道府県の障害者職業センターとも連携して支援を行わせていただいております。それぞれの障害の特性に合った仕事の切り出し方法などについても調整させて</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>もらったり、新しい仕事に就いてもらったりという取組もさせてもらっています。</p> |
| 会長 | <p>今回策定している計画書は、計画期間が3年と6年という長期なものであります。そのスパンで計画が遂行されていくものとして考えた際には、今の記載内容で問題ないかと思えますし、実際に取り組みを進めていった際に、問題や課題があった時には、次年度以降振り返って検証を行い、取組として進んでいないものについては、調整を行っていく形で進めていければよいと思えます。</p> <p>1点だけ申し上げさせていただくと、パブリックコメントにて、市の考え方が書かれていますが、それぞれが担当課も異なるので、内容それぞれに対し質問できる窓口がどこか、という内容も、公表いただく際には記載してもらえると、問い合わせ先がわかりやすくなり、市民も相談しやすくなるだろうと思えますので、ご検討いただけますと幸いです。</p> |
| A 委員 | <p>概要版に関して、どのように活用されるのか、詳細について教えてほしいです。全戸配布されるのでしょうか。また、概要版の内容に関して、文章も結構入っていて書きすぎな感じがします。1点付け加えてもらいたいのですが、4ページの3番の項目に、事業として市民後見人に関する内容と、社協で進めている法人後見の促進に関する文章を入れてほしいと思えます。</p> |
| 事務局 | <p>活用方法に関しましてお答えさせていただきます。概要版に関しては、全戸配布はいたしません。本庁や各支所の窓口での配布をはじめ、サービスの相談に来られた方、手帳の交付を行う際等に活用させていただく予定としております。</p> <p>また、いただいたご意見に関しましては、概要版に記載のある「成年後見制度の利用促進」の項目に含まれていると認識しております。計画本編の項目をもとにして作成しているものであるため、追記を行う予定はございません。</p> |
| 会長 | <p>概要版ということで、ページ数や記載内容にも限りがありますので、より広義にとらえてもらえればと思います。</p> <p>他にご意見やご質問はございませんか。</p> <p>特にないようですので、その他事項(1)「障がい者福祉のあんない版」の掲載内容について、事務局に説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>その他事項(1)「障がい者福祉のあんない版」の掲載内容について、ご説明いたします。</p> <p>南丹市では、障がい福祉に関する各種制度の周知のため、「障がい者福祉のあんない版」を毎年度更新しています。令和6年度も更新を行う予定ですので、昨年7月に行いました第1回目の協議会でお配りした、あんない版を参照いただき、修正等の意見がありましたら、指定様式にて4月17日までにご提出くださいますようお願いいたします。修正等のご意見がない場合は、提出不要です。</p> <p>そして、このあんない版ですが、令和6年度の予算の都合上、今までのように事業所委託による製本化ができませんので、自前印刷となります。自前印刷となると、こ</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>れまでのような仕上がりは難しく、委員の皆様にお配りする冊子の仕上がり具合も違ってきますが、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>窓口でも制度の説明として市民の方にお渡ししてきましたが、これまでのように多くの部数を準備することができません。同時に、IT化という時代背景も踏まえまして、活用の仕方も見直す段階であると思っていますところ。一方で、制度の周知広報はしっかりとしていく必要がありますので、毎年度更新される情報などは、遅滞なく周知できるよう努めていきたいと思っています。</p> <p>以上を事務局からの説明といたします。</p> |
| 会長 | <p>事務局の説明に対し、ご意見やご質問はございませんか。</p> <p>特にないようですので、その他事項(2)南丹市地域自立支援協議会委員の選出について、事務局に説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>その他事項(2)南丹市地域自立支援協議会委員の選出について、ご説明いたします。</p> <p>現在、皆様にお世話になっている委員の任期が、令和6年3月末をもって任期満了となります。これまで2年間、委員の皆様には大変お世話になりましたことに深く感謝しております。特に、今年度は障害者計画等の策定に携わっていただき、それぞれのお立場から様々なご意見をいただきました。そのおかげで、次期計画策定もここまで進めてくることができたと思っております。次期計画に沿って、南丹市の障がい福祉施策がより促進されるよう努めてまいりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>つきましては、次の委員の選出依頼について、各団体の代表者様宛の依頼文をお配りしていますので、指定様式にて4月9日までにご提出いただきますようお願いいたします。委員選出について、ご不明なことがありましたら、社会福祉課までご連絡ください。</p> <p>以上を事務局からの説明といたします。</p> |
| 会長 | <p>事務局の説明に対し、ご意見やご質問はございませんか。</p> <p>特にないようですが、その他ご質問等はありませんか。</p> |
| A委員 | <p>新聞の報道で、地域活動支援センターに関する委託料の未払いの記事が載っていました。南丹市では、そういったことはないでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>会長がおられる中で、庁内としての調整結果をお伝えすることが大変申し訳ないのですが、南丹市は「税込み」で委託料の契約を行っている関係で、京都市のように改めて支払いが発生する形ではないということをお伝えさせていただく方向で検討しております。今の調整段階としては、そのようになっております。</p> |
| 会長 | <p>その他にご質問等はありませんか。</p> |
| A委員 | <p>次回の協議会に関して、計画に基づいた具体策の議論ができるように、市の方でも提案をしてほしいと思います。パブリックコメントで「努めます」と回答し</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>ている部分も含めて、実行していけるようにして行ってほしいです。</p> |
| 会長 | <p>来年度から計画が進行していく中で、検討していかないといけないところ、協議しなければいけない部分も出てくるかと思います。協議会の中でも考えていければと思います。皆様のご意見を頂戴できれば幸いです。</p> <p>他に意見等がないようですので、本日の協議は終了とさせていただきます。委員の皆様にはご審議いただきまして、ありがとうございました。</p> |
| 事務局 | <p>ご審議いただき、ありがとうございました。閉会にあたりまして、山本副会長からご挨拶を賜りたいと思います。</p> |
| 副会長 | <p>本日は、年度末でお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございました。皆様の慎重審議により、計画書ができあがりました。障がいのある人やその家族、地域の方にとって、よりよい生活が送れるようになるようにと願っています。高齢になったり、体の不調、交通事故や災害で、誰もがいつ障がい者になるかはわかりません。丹波支援学校の車いすの肢体不自由の生徒が交流会の中で発言していました。「障がい者の住みやすいまちは、みんなが住みやすいまちだ」。その通りだと思います。一昨日にも、車椅子マラソンの大会に行かせてもらいました。障がいがあっても人と繋がりながら安心して暮らせる、そんな南丹市になってほしいと思います。</p> <p>まだまだ寒暖差が残る日々が続きます。体調等お気を付けてください。個人的には4月からは委員交代になると思います。ありがとうございました。</p> <p>本日は大変お疲れ様でした。</p> |
| 事務局 | <p>以上を持ちまして、南丹市地域自立支援協議会を閉会させていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中のご出席、誠にありがとうございました。</p> |